ひとり親家庭等 医療費助成制度のご案内

この制度は、ひとり親家庭等の親または養育者と児童の医療費の自己負担額（入院時食事負担金を除く）を町が助成し、生活の安定と自立を支援する制度です。

該当の方には、医療証が交付されますので申請してください。また、平成17年中に医療証の交付を受けている方で現況届を提出されていない方は12月中に手続きを行ってください。

▼対象者

町内に居住し、次のいずれかに該当する児童を監護している父・母または養育者及びその児童

- 父または母が死亡した児童
- 父母が婚姻を解消した児童（事実婚の解消も含む）
- 父または母が重度の障害にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父・母ともに不明である児童

▼児童の年齢制限

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
- 20歳未満で一定の障害にある児童
- 20歳未満で高等学校等に在学している児童

※ただし、次のいずれかにあてはまるときは、該当しません。

- 健康保険に加入していない場合
- 生活保護を受給している場合
- 児童が児童福祉施設や里親に預けられたとき
- 重度障害者医療費給付事業の対象者

▼所得制限

父・母または養育者、同居の扶養義務者の前々年所得により判定をします。（父・母および児童が受け取る養育費の8割が所得として取り扱われます。）

たとえば、平成16年中の所得が限度額以上ある場合は、平成18年1月1日から1年間は対象となりません。（別表1）

▼申請手続きに必要なもの

①健康保険証
②申請者・児童の戸籍謄本（大磯町に本籍がある人は必要ありません。）
③世帯全員の住民票の写し（大磯町に住民登録がある人は必要ありません。）
④前々年の所得証明書（平成17年12月31日までの新規申請は、平成15年中の所得証明書証明書、平成18年1月1日以降新規申請は平成16年中の所得証明書）
※大磯町で確認できる場合は必要ありません。詳しくはお問い合わせください。
⑤印かん
※（注）児童扶養手当該当者は②から④は必要ありません。

▼現況届の提出

医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。医療証の交付を受けている方は、12月中に現況届の提出が必要です。

◎問い合わせ
子育て介護課　☎内線306

別表1　**平成16年分所得**（助成適用期間 H18.1.1～H18.12.31）

扶養親族等の数	母または養育者	
	父・母または養育者	扶養義務者
0人	1,920,000円未満	2,360,000　円未満
1	2,300,000	2,740,000
2	2,680,000	3,120,000
3	3,060,000	3,500,000
4	3,440,000	3,880,000

保育園嘱託員の募集

募集区分	応　募　資　格	勤　務　条　件	採用予定数	賃金月額（予定）
保育士嘱託員	昭和40年4月2日以降に生まれた方で保育士の資格を有する方、又は平成18年3月までに取得見込みの方	週5日、週35時間勤務で1年間勤務	4名程度	149,600円

◆**受付期間**　12月1日（木）から12月15日（木）
◆**採用予定**　平成18年4月1日（土）から1年間
◆**提出書類**　①受験申込書
②写真1枚（申し込み前3ヶ月以内に、帽子をかぶらないで上半身を撮影したもの）
③保育士資格証（又は取得見込み証明書）
◆**試験内容**　1次試験：一般教養試験、作文
2次試験：面接試験、実技試験
◆**試験日程**　1次試験：1月22日（日）
2次試験：2月上旬（1次合格者に通知）
◆**結果発表**　2月下旬
◆**試験会場**　1次試験は大磯町役場
◆**応募方法**　「受験申込書」に必要事項を記入し、直接子育て介護課に提出。
※受験申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

◎問い合わせ・申し込み
子育て介護課　☎内線305・306